（超音波検査等）

通則

区分番号Ｄ２１５（３のニの場合を除く。）及びＤ２１６に掲げる超音波検査等について、同一患者につき同一月において同一検査を２回以上実施した場合における２回目以降の当該検査の費用は、所定点数の100分の90に相当する点数により算定する。

Ｄ２１５　超音波検査（記録に要する費用を含む。）

１　Ａモード法　150点

２　断層撮影法（心臓超音波検査を除く。）

イ　訪問診療時に行った場合　400点

注　訪問診療時に行った場合は、月１回に限り算定する。

ロ　その他の場合

(1)　胸腹部　530点

(2)　下肢血管　450点

(3)　その他（頭頸部、四肢、体表、末梢血管等）　350点

３　心臓超音波検査

イ　経胸壁心エコー法　880点

ロ　Ｍモード法　500点

ハ　経食道心エコー法　1,800点

ニ　胎児心エコー法　300点

注１　別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において行われる場合に、月１回に限り算定する。

２　当該検査に伴って診断を行った場合は、胎児心エコー法診断加算として、1,200点を所定点数に加算する。

ホ　負荷心エコー法　2,010点

４　ドプラ法（１日につき）

イ　胎児心音観察、末梢血管血行動態検査　20点

ロ　脳動脈血流速度連続測定　150点

ハ　脳動脈血流速度マッピング法　400点

５　血管内超音波法　4,290点

注１　２又は３について、造影剤を使用した場合は、造影剤使用加算として、180点を所定点数に加算する。この場合において、造影剤注入手技料及び麻酔料（区分番号Ｌ００８に掲げる声門上器具又は気管挿管による気道確保を伴う閉鎖循環式全身麻酔に係るものを除く。）は、加算点数に含まれるものとする。

２　２について、パルスドプラ法を行った場合は、パルスドプラ法加算として、150点を所定点数に加算する。

３　心臓超音波検査に伴って同時に記録した心電図、心音図、脈波図及び心機図の検査の費用は、所定点数に含まれるものとする。

４　ドプラ法について、ロ及びハを併せて行った場合は、主たるものの所定点数のみにより算定する。

５　血管内超音波法について、呼吸心拍監視、新生児心拍・呼吸監視、カルジオスコープ（ハートスコープ）、カルジオタコスコープ、血液ガス分析、心拍出量測定、脈圧測定、透視、造影剤注入手技、造影剤使用撮影及びエックス線診断の費用は、所定点数に含まれるものとする。

６　血管内超音波法と同一月中に行った血管内視鏡検査は所定点数に含まれるものとする。

７　４のロについて、微小栓子シグナル（ＨＩＴＳ／ＭＥＳ）の検出を行った場合は、微小栓子シグナル加算として、150点を所定点数に加算する。

Ｄ２１５－２　肝硬度測定　200点

Ｄ２１５－３　超音波エラストグラフィー　200点

注　区分番号Ｄ２１５－２に掲げる肝硬度測定を算定する患者については、当該検査の費用は別に算定しない。

Ｄ２１５－４　超音波減衰法検査　200点

注　区分番号Ｄ２１５－２に掲げる肝硬度測定又は区分番号Ｄ２１５－３に掲げる超音波エラストグラフィーを算定する患者については、当該検査の費用は別に算定しない。

Ｄ２１６　サーモグラフィー検査（記録に要する費用を含む。）　200点

注　負荷検査を行った場合は、負荷検査加算として、負荷の種類又は回数にかかわらず100点を所定点数に加算する。

Ｄ２１６－２　残尿測定検査

１　超音波検査によるもの　55点

２　導尿によるもの　45点

注　残尿測定検査は、患者１人につき月２回に限り算定する。

Ｄ２１６－３　蛍光リンパ管・リンパ節造影　500点

Ｄ２１７　骨塩定量検査

１　ＤＥＸＡ法による腰椎撮影　360点

注　同一日にＤＥＸＡ法により大腿骨撮影を行った場合には、大腿骨同時撮影加算として、90点を所定点数に加算する。

２　ＲＥＭＳ法（腰椎）　140点

注　同一日にＲＥＭＳ法により大腿骨の骨塩定量検査を行った場合には、大腿骨同時検査加算として、55点を所定点数に加算する。

３　ＭＤ法、ＳＥＸＡ法等　140点

４　超音波法　80点

注　検査の種類にかかわらず、患者１人につき１年に１回に限り算定する。ただし、骨粗鬆症の治療を開始した日から起算して１年以内の場合には、患者１人につき４月に１回に限り算定する。

（監視装置による諸検査）

Ｄ２１８　分娩監視装置による諸検査

１　１時間以内の場合　510点

２　１時間を超え１時間30分以内の場合　700点

３　１時間30分を超えた場合　890点

Ｄ２１９　ノンストレステスト（一連につき）　210点

Ｄ２２０　呼吸心拍監視、新生児心拍・呼吸監視、カルジオスコープ（ハートスコープ）、カルジオタコスコープ

１　１時間以内又は１時間につき　50点

２　３時間を超えた場合（１日につき）

イ　７日以内の場合　150点

ロ　７日を超え14日以内の場合　130点

ハ　14日を超えた場合　50点

注１　心電曲線及び心拍数のいずれも観察した場合に算定する。

２　呼吸曲線を同時に観察した場合の費用は、所定点数に含まれるものとする。

３　人工呼吸と同時に行った呼吸心拍監視の費用は、人工呼吸の所定点数に含まれるものとする。

４　同一の患者につき、区分番号Ｌ００８に掲げる声門上器具又は気管挿管による気道確保を伴う閉鎖循環式全身麻酔と同一日に行われた場合における当該検査の費用は、当該麻酔の費用に含まれる。

Ｄ２２１　削除

Ｄ２２１－２　筋肉コンパートメント内圧測定　620点

注　筋肉コンパートメント内圧測定は骨折、外傷性の筋肉内出血、長時間の圧迫又は動脈損傷等により、臨床的に疼痛、皮膚蒼白、脈拍消失、感覚異常及び麻痺を認める等、急性のコンパートメント症候群が疑われる患者に対して、同一部位の診断を行う場合に、測定の回数にかかわらず１回のみ算定する。